港湾法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年五月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十八号

港湾法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第六十条の四の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中「第五十条の七第五項」の下に「、第五十六条の二の二十二」を加える。

附　則

この政令は、港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年六月一日）から施行する。

国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三

南極地域の環境の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年五月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十九号

南極地域の環境の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）第十六条第一号及び第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

南極地域の環境の保護に関する法律施行令（平成九年政令第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同条第三号中「次条第二号」を「次条第三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　可燃性の放射性物質（放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物（機器に装備されているこれらのものを含む。）並びにこれらによって汚染された物であって、環境省令で定めるものをいう。次条第一号において同じ。）であって、固形状の不要物であるもの

第三条中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一　放射性物質であって、液状の不要物であるもの

附　則

この政令は、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第六十号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年六月一日）から施行する。

環境大臣　石原　伸晃
内閣総理大臣　安倍　晋三

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年五月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十六年六月十一日とする。

農林水産大臣　林　芳正
環境大臣　石原　伸晃
内閣総理大臣　安倍　晋三

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年五月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百一号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項及び第三十条並びに特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十八号）附則第四条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成十七年政令第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「別表第一の下欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）に属する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一　別表第一の下欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）に属する生物

二　別表第二の中欄に掲げる種に属する生物がそれぞれ同表の下欄に掲げる種に属する生物と交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。）

第三条中「別表第二」を「別表第三」に改める。